

第3章. ランブルストリップスの施工方法

3-1. 施工

ランブルストリップスの施工にあたっては、道路上を移動しながら行う連続作業なので、通過交通の安全に留意し、安全かつ円滑に行わなければならない。また保安対策については、「道路工事の安全施設設置要領（案）」（(財)道路保全技術センター）等に準拠し、関係機関とよく協議するものとする。

解 説

●ランブルストリップスの施工方法

本ガイドライン（案）は、切削型のランブルストリップスを対象としているので、施工方法は、路面切削機を使用する。施工機械は、写真3-1や写真3-2のようなランブルストリップス施工用の専用機を使用することが一般的である。ランブルストリップス専用切削機は、米国において様々な仕様の施工機械が普及しているが、我が国においては、異径車輪の回転による異径差を利用し切削装置を連続的に上下動させる方式の小型切削機等が使用されている。

切削対象舗装路面は、アスファルト舗装とし、コンクリート舗装における施工は適さないので注意が必要である。また橋梁の伸縮装置やマンホール、排水桝等の構造物に対しても、破損しないよう施工上の注意が必要である。

なお、施工機械の選定にあたっては、適用箇所、現場条件や設置計画に示された規格に留意することとする。



写真3-1. ランブルストリップス施工専用機



写真3-2. ランブルストリップス施工専用機
(高性能型)



写真3-3. ランブルストリップス施工専用機
(路肩設置専用機)